三沢市開発登録簿の閲覧に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第38条第2項の規定により、開発登録簿の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

（開発登録簿の閲覧所）

第2条　省令第38条第1項の規定に基づく登録簿の閲覧所は、三沢市都市整備課とする。

（閲覧日及び閲覧時間）

第3条　開発登録簿の閲覧日は、三沢市の休日を定める条例(平成2年三沢市条例第10号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

2　開発登録簿の閲覧時間は、午前8時15分から午後5時までとする。

第4条　開発登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、開発登録簿閲覧申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市は、閲覧簿(様式第2号)を付けて、閲覧内容を記録するものとする。

（開発登録簿の持出禁止）

第5条　閲覧者は、開発登録簿を閲覧所以外に持ち出してはならない。

（閲覧の禁止）

第六条　市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を禁止し、又は停止することができる。

1　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

2　この規則又は職員の指示に従わないとき。

3　開発登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

4　その他市長が特に必要と認めた場合

附　則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第１号(第4条関係)

開発登録簿閲覧申請書

年　　月　　日

三沢市長　　殿

申請者　住所

氏名　　印

電話

開発登録簿の閲覧を申請します。

閲覧理由		
開発許可の番号 及び年月日	第　　号　　年　　月　　日	
開発許可を受けた者	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる 地域の名称		
※受付処理欄		

備考１　申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

２　※の欄には記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

閲　覧　簿

番号	年月日			閲覧者		閲覧する開発登録簿				備考
				住所	氏名	許　可 年月日			番号	